

アイヌ民族は日本の先住民族

愛努民族是日本的先住民族

The Ainu are the Aborigines in Japan

貝澤耕一 特定非営利法人（NPO法人）ナショナルトラスト・チコロナイ 理事長

張登凱 翻譯

圖片提供 貝澤耕一

自然豊かなアコロモシリ（私達の大地、北海道のことを言う）は遠い昔から、私たちアイヌ民族にさまざまな恵みをもたらし、先祖達はその恵みに感謝し日々を暮らしていた。

しかし、アコロモシリ以外から人々が押寄せ始めて百数十年、大地は農地等になり、森林は乱伐により荒れはて、山々はリゾート地になり、海辺はコンクリートで固められた。川は砂防ダムや護岸工事により直線化して流れを変えられ、先祖たちが恵みを受けた自然は無いに等しいと言っても過言ではない。

私が（著者）生まれ育った二風谷は、戸数140数個、人口400数十人で、その7割以上の人アイヌ民族の血をひいている。言いかえると世界で一番アイヌ民族が密度濃く生活している村、その二風谷で北海道開発局（建設省、現国土交通省）は1988年にダム建設に着工した。



擁有豐富自然生態的アコロモシリ（akor mosir，我們的大地，指北海道），自古以來就為我們愛努民族帶來種種的恩惠，祖先們受此恩惠而心存感激，日復一日地生活著。

但是，這一百數十年來，自外地蜂擁而至的人們，使大地成為農地，森林因濫伐而荒蕪，群山成為休憩之地，連海岸也用水泥固定起來。河川因攔砂壩與護岸工程而直線化，改變流向，如果說「先祖們受到恩惠的大自然等於化為烏有」也不為過，一點也不為過。

我（筆者）所生長的二風谷，有一百四十多戶，四百數十人，七成以上的居民擁有愛努血統；換言之，它是世界上愛努民族分布密度最高而生活的村落。在這樣的二風谷，北海道開發局（建設省，現為国土交通省）1988年，著手興建水庫。

二風谷ダム建設には故貝澤正と故萱野茂氏は反対していた。1993年8月、アイヌ民族でただ一人、国会議員(参議員)となった故萱野茂氏は次のように主張した。「アイヌの主たる食料である鮭ぐらい自由に獲らせろ(明治より内水面漁業規制により川での鮭を獲ることは禁止されている)。」と。一方当時無念の思いで亡くなってしまった父、貝澤正の意思を継いだ私は「アイヌ民族を先住民族として認めよ」と主張した。また共に「狩猟民族であるアイヌ民族が数多く住んでいる二風谷で、地形を変たり自然環境を変える事は、文化伝承の妨げになるので中止すべき。」と、北海道収用委員会を相手に札幌地方裁判所へ訴えを起こした。この訴えに対して関係があるからと言って参加人として国も被告に加わってきた。

1997年3月27日、札幌地方裁判所において判決が下された。その判決の理由の骨子の2ではこう述べられている。「国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に、最大限の配慮をなさなければならないのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、

二風谷水庫の建設為已故の貝澤正與已故の萱野茂兩先生所反對。1993年8月，成為愛努民族僅有一席的國會議員(參議員)，

萱野茂先生做如下的主張。「至少讓我們自由捕撈愛努民族的主食鮭魚吧!(明治以來，因「内水面漁業規制」之規定，禁止在河川捕撈鮭魚)」。傳承了當時抱著無限遺憾之思而逝的父親貝澤正之想法，我主張「承認愛努民族為先住民族」，並且以「在住著多數是狩獵民族愛努民族的二風谷，改變地形



▲ 二風谷水庫判決的記錄 (萱野茂、田中宏 主編)。

與改變自然環境，乃妨害其文化之傳承，應立即終止」為理由，以北海道徵收委員會為對象，向札幌地方法院提起訴訟。國家說自己對這個訴訟有關係，也以參加人的身分加入被告。

1997年3月27日，札幌地方法院針對本案作一判決。該判決要旨之二如下：「國家對於愛努先住少数民族獨特文化之保護，本不得不有最大限度之配慮，怠忽對『由二風谷水庫建設而得到調節洪水等公共利益，與因此喪失的愛努民族的文化享有權等的價值，判斷何者較為優越』之必要調查，輕視或無視於最應重視之諸價值，而認定此事業，故右開之認定處分為違法，此違

アイヌ民族は日本の先住民族

本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用裁決に承継される。」との判決がでた。

アイヌ民族は先住民族である事を認め、文化享有権を認め、二風谷ダムは違法との判決だ。北海道収用委員会も国も控訴しなかったためこの判決は確定している。

同じ年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」というアイヌ文化を重視した法律が出来、同時に明治32年に制定された「旧土人保護法」が廃止された。また河川法の一部が改正され「河川整備計画」策定には地域住民の意見を反映させることとなった。

それから10年、国土交通省（北海道開発局）は二風谷ダムの上流にもう一つダム（平取ダム）を造ろうとしている。このダムに関するアイヌ文化に及ぼす影響調査が2005年から行われていて、私はくい止める事が出来ないかとその調査に指導員として加わっている。今までに17の遺跡が確認され、アイヌ民族にとって聖域とも言えるチノミシリ（我ら祈る所）3箇所がダムの影響を受ける事が明らかになった。

二風谷ダム判決を国が尊重するなら、他の方法で治水を行うだろう。今年の9月13日、国連で

法性適用在本件徴収的裁決」。

這是一個承認愛努民族係先住民族、承認文化享有權、二風谷水庫違法的判決，嗣後，北海道徴収委員會與國家亦未再提起上訴，該判決遂告確定。

同年（1997年），制定出重視愛努文化的法案——「愛努文化振興暨愛努傳統知識之普及與啟發之法律」，同時並廢止在明治32年（1899）制定的「舊土人保護法」，且修正「河川法」的一部分，在「河川整備計畫」策定上，需要反映區域居民的意見。10年後，國土交通省（北海道開發局）正於二風谷水庫上游另建一平取水庫，2005年開始，並展開該水庫是否影響愛努文化的調查。筆者無法抑阻該計畫，只能以指導員的身分加入該調查。迄今，已確認共計17處之遺跡，與3處對愛努民族可稱為聖域的cinomisir（我們祈禱的地方）受到水庫的影響。

國家若尊重二風谷水庫之判決，該會以其他方法實行治水之策吧！因為今年（2007

採択された「先住民族に関する権利宣言」に日本は賛成しているのだから。

私は、環境破壊に反対するだけでなく 1994 年より失われた北海道の森を取り戻す活動も行っている。密林の島であったアコロモシリの森は百数十年で伐り尽くされ、私たち（アイヌ民族）は文化伝承の場、美味しい水、美味しい空気、川の幸、海の幸までも失ってしまった。それを小さい力だけれども取り戻したい。創めてから 12 年間、200 年後の森を夢見て、約 20ha の山を買い取った。台湾をはじめ国内ではのべ 1000 人以上の協力をいただいている。

子孫の為に、国も私たちも、過去のあやまちを正して、次世代の子供たちに美味しい水と空気を残し、自然を尊重することの大切さを学ぶことができる「森」という環境を残したい。アイヌ民族の土地を奪い、破壊し続けてきた日本政府は、謝罪の意味をこめて先住民族であるアイヌ民族の声を真剣に受けとめなくてはならない。

忽視愛努民族而被判決 ▼
違法的二風谷水庫。



年) 9 月 13 日，聯合國通過之「先住民族權利宣言」，日本亦為贊成國之一。

筆者非但反對環境破壞，從 1994 年起，開始了回復北海道消逝森林的活動。原本叢林密布之 akor mosir 的森林，在一百數十年之間就伐光，我們（愛努民族）連傳承文化的場所、美味的水、美味的空氣、河川之幸、海洋之幸都失去了。縱使只有個人的一點點心力，也想要回復原來的森林。活動創立迄今已過 12 年，彷彿夢見 200 年後的那片森林，業已購置 20 公頃左右的山林。從台灣開始到國內，共計已有 1000 人次以上協助本活動的進行。

為了子孫，對國家也好，對我們也好，要改正過去的錯誤，將好水與好空氣留給下一代的孩子們，也想藉由學習尊重自然的重要性，將「森林」這種環境傳諸後世。繼續巧取與破壞愛努民族土地的日本政府，必須要以謝罪的意思來認真傾聽作為先住民族的愛努民族的心聲。